

# 利 用 に あ た っ て

## 調査の概要

### 1. 調査の目的

第10次漁業センサスは、漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景を明らかにするとともに、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

### 2. 根拠法規

調査は統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づいて行った。

### 3. 調査の種類

調査は、海面漁業基本調査、内水面漁業調査（内水面漁業経営体調査・内水面漁業協同組合調査）及び漁業地区調査である。ただし、内水面漁業調査及び漁業地区調査は農林水産省の地方統計情報組織で独自に行われた。

### 4. 調査期日

平成10年11月1日現在

### 5. 調査の範囲（漁業地区調査は省略、以下同じ）

- (1) 「海面漁業基本調査」は、海面（中海を含む）に沿う市町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業従事者世帯であって農林水産大臣が必要と認めるものについて行った。
- (2) 「内水面漁業調査」は、共同漁業権が存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて水産動植物の採捕の事業又は内水面において養殖の事業を営む漁業経営体について行った。
- (3) 「内水面漁業協同組合調査」は、内水面において漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖する者を主たる構成員とする漁業協同組合及びこれを主たる構成員とする同連合会について行った。

### 6. 調査の機関

海面漁業基本調査：農林水産省－県－市町村－調査員

内水面漁業調査：農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－出張所－調査員

### 7. 調査の方法

#### (1) 海面漁業基本調査

統計調査員による調査客体への面接聞き取りと調査並びに一部項目(会社については全部)は自計申告調査の方法により行った。

#### (2) 内水面漁業調査

内水面漁業経営体調査については出張所職員又は調査員による調査客体への面接聞き取り調査並びに一部項目は自計申告調査の方法により行った。内水面漁業協同組合調査については出張所職員による調査客体への面接聞き取り調査により行った。

## 8. 調査事項

### (1) 海面漁業基本調査

#### ① 漁業経営体に関する事項

- ア、漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営の状況
- イ、個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

#### ② 漁業従事者世帯に関する事項

- ア、世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

### (2) 内水面漁業調査

#### ① 漁業経営体に関する事項

- ア、漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営の状況
- イ、個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

#### ② 内水面漁業協同組合に関する事項

- ア、内水面漁業協同組合の概要
- イ、内水面漁業協同組合のうち河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合の組合員（準組合員を除く）の漁業従事状況

## 9. 集計の方法

### (1) 海面漁業基本調査

県は、市町村から提出された調査票の内容を審査し、農林水産省が定めたプログラムにより電算集計を行い、結果表等を作成した。

### (2) 内水面漁業調査

出張所において内容を審査した調査票を農林水産省が一括して電算処理を行い、結果表等を作成した。

## 主な用語の説明

### I 海面漁業基本調査

#### 1. 漁業経営体

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

##### (1) 個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

##### (2) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

##### ① 会社

商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。

##### ② 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

##### ③ 漁業生産組合

水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

##### ④ 共同経営

二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等主要生産手段を共有し、漁業経営を協同で行ったものをいう。

##### ⑤ 官公庁・学校・試験場

官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収穫物を販売したものをいう。

#### 2. 漁業従事者世帯

調査日前1年間に生活の資としての賃金報酬を得ることを目的として、他人の営む漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。

#### 3. 漁業地区

市町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定したもの

#### 4. 経営体階層

漁業経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」又は「調査期日前1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法によって決定されている。

- (1) 調査日前1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額が1位の漁業種類）により決定した経営体階層。

大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。

- (2) 調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。

上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層。

なお、船外機付船のみを使用した経営体で(1)に該当する以外はすべて1トン未満階層とされている。

また、動力漁船の合計トン数には、専用船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)のトン数は含んでいない。

## 5. 漁業種額

- (1) 主とする漁業種類

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

- (2) 営んだ漁業種類

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

注) 別表1「漁業分類表」参照。

## 6. 漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録をうけていても、直接漁業生産に参加しない船(遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

- (1) 無動力船

推進機関を付けない漁船をいう。

- (2) 船外機付船

無動力船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいう。なお、複数の無動力船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合は、1隻を船外機船とし、他は無動力船として計上。

- (3) 動力船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。

## 7. 最盛期の海上作業従事者数

各漁業経営体において、調査期日前1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人々が海上作業に従事した時期の海上作業に従事した人数をいう。

## 8. 海上作業

次の作業をいう。

- (1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の作業(運搬船など漁労に関連して必要な船のすべての乗組員の作業を含む。)

- (2) 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び岡見

注) 岡見とは、定置網に魚が入るのを見張ること。

- (3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業
- (4) 漁船を使用しない採貝、採藻や潜水して貝等を採る作業
- (5) 海面養殖では養殖施設までの往復、いかに・ひび・網等の養殖施設の張り立て、取り外し、採苗、給餌作業、養殖の施設の見回り、収穫物の採取等のすべての海上における作業（魚類養殖、くるまえば養殖等における陸上養殖施設での作業も海上作業を含む。）

#### 9. 漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、真珠の各入れ作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業、漁船漁網等の生産手段の修理整備、漁獲物を出荷するまでの運搬箱詰め作業、自営漁業の管理運営業務、悪天時の出漁待機、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造加工作業等海上作業以外のすべての作業をいう。

#### 10. 漁獲金額

過去1年間に漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額をいう。

#### 11. 海面養殖

ぶり類、まだい、ひらめ、その他の魚類、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類、真珠、真珠母貝等の養殖をいう。

#### 12. 世帯の経済的中心者

その家の生計を支えている人をいい、必ずしも世帯戸籍筆頭者とか漁業従事者の中の中心的な働き手であるとは限らない。

#### 13. 自営農業

その家の経営耕地面積が10アール以上、若しくは過去1年間の農産物の販売金額が15万円以上のもの。

#### 14. その他の自営業

自営漁業及び自営農業以外で過去1年間に15万円以上の売上げのあった次のものをいう。

##### (1) 水産加工業

水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物を外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物でも、加工製造するための作業場又は工場と認められる施設を有し、その製造活動に専従の従業者を使用して加工製造するものをいう。

##### (2) 遊漁案内業

漁船又は遊漁専用船等を使用して、遊漁者を漁場に案内する業務をいう。なお、地びき網、すだて等で観光客に魚を捕らせ料金を徴収するものを含む。

##### (3) 旅館・民宿業

旅行者等を泊めることを業とするもので、釣宿、季節的旅館を含む。

##### (4) その他

上記(1)～(3)に該当しない自営業で、その自営業ごとにみて、年間の事業収入が15万円以上あるもの

#### 15. 漁業雇われ

調査日前1年間に賃金報酬を得ることを目的として、他人の営む漁業経営体に雇われて漁業に従事した人で、共同経営体に出資せず、雇われとして漁業に従事した場合、動力船3トン以上の漁船に「あいのり」して漁業に従事した場合も含む。

## 16. 新規漁業就業者

調査日前1年間に新しく漁業の海上作業に従事した人を、新規自営漁業就業者と雇われ漁業を含む新規漁業就業者について調査した。

## 17. 経営体の専兼業

### (1) 専業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。

### (2) 第1種兼業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。

### (3) 第2種兼業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

注) 漁業従事者世帯の場合は、「自営漁業」を「雇われ漁業」に置き換える。

## 18. 漁業就業者

漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

## 19. 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

## II 内水面漁業調査

—海面漁業基本調査と重複する用語については省略する。—

### 1. 内水面漁業経営体

湖沼漁業経営体及び内水面漁業経営体をいう。

#### (1) 湖沼漁業経営体

調査期日前1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼のうち、地域における漁業生産上重要な湖沼において水産動植物の採捕の事業又は内水面において養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、販売を目的として行った世帯又は事業所をいう。

#### (2) 内水面養殖業経営体

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、販売を目的として計画的かつ持続的に投じ(餌)又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成するために内水面において養殖を行った世帯及び事業所をいう。ただし、水田養魚は除く。

### 2. 漁業経営体階層

漁業経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」又は「調査期日前1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法によって決定されている。

注) 別表2「湖沼漁業の漁業種類分類」参照。

- (1) 調査日前1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額が1位の漁業種類)により決定した経営体階層。

魚類養殖、真珠養殖、その他の養殖

(2) 調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。

上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、船外機付船、動力船4階層。

### 3. 湖沼漁業従事者数

調査期日前1年間に湖沼漁業経営体が湖上作業に従事した日の中で、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。

### 4. 内水面養殖業従事者数

調査期日前1年間に内水面養殖業経営体が養殖作業に従事した日の中で、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。

### 5. 養殖目的

養殖種類を目的別に分類したものをいい、「食用」、「種苗用」、「観賞用」及び「真珠」に区分される。

### 6. 養殖方法

#### (1) 池中養殖

養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。ため池、水田等を使用した場合でも、ため池本来の目的がなくなり、養殖を目的として使用されている場合は地中養殖とみなす。

##### ① 止水式

止水面で水作りによって養殖を行うものをいい、溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化危険防止のため地下水あるいは河川水を注入しているものを含む。

##### ② 流水式

常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の育成環境を良好にして養殖を行うものをいう。

##### ③ 循環式

一度養殖に使用した水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質まで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。

#### (2) ため池養殖

かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して養殖を行うものをいう。

#### (3) 網いけす養殖

湖沼、池、河川等の広い水面の一部に竹束、ドラム缶、木樽等を浮きとし、竹、ビニール、鋼管等で形を整えた網いけすを杭、錨、土俵等で固定し、その中で魚類等を養殖するものをいう。

### 7. 内水面漁業協同組合

内水面において漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合及びこれを主たる構成員とする同連合会をいう。

(注) 漁業生産組合、水産加工業協同組合及び任意組合は含まない。

## 利用上の注意

### 1. 時系列上の留意点

第2次漁業センサス及び沿岸漁業臨時調査では、漁船を使用して30日以上漁業に従事した個人経営体と団体経営体とを合わせて漁業経営体としているが、第3次漁業センサス以後は、使用漁船の有無に関係なく30日以上漁業の海上作業に従事した個人経営体と団体経営体とを合わせて漁業経営体として計上している。なお、団体経営体については従事日数の制限はない。

従って、第3次漁業センサス以後に調査された漁業経営体のうちには、第2次漁業センサス及び沿岸漁業臨時調査で船を使用しないために、漁業経営体として計上されていないものが含まれているので、各表示項目を直接比較することはできないが、漁船を使用しない階層が明らかにできる項目については、その階層を除いたもので比較することができる。

なお、第6次漁業センサス以降、河川漁協組合員調査は実施していない。

また、今回の調査から海面漁業基本調査の漁業種類の変更が次のようにあった。

第9次		第10次
ばっち網	→	ひき回し網
船びき網	→	ひき寄せ網
その他のまき網	→	中小型まき網
近海捕鯨	→	小型捕鯨
たい類養殖	→	まだい養殖
ぶり(はまち)養殖	→	ぶり類養殖
かき養殖	→	かき類養殖
わかめ養殖	→	わかめ類養殖
のり養殖	→	のり類養殖

注) 第10次の「ひらめ養殖」及び「その他の魚類」は、第9次の「その他の養殖から」細分化された。また、第9次の「その他の底びき網」は第10次の「その他の漁業」に組み入れられた。

### 2. 各調査の名称及び調査期日

- (1) 第1次漁業センサス(昭和24年3月1日調査)
- (2) 第2次漁業センサス(昭和29年1月1日調査)
- (3) 沿岸漁業臨時調査(昭和33年11月1日調査)
- (4) 第3次漁業センサス(昭和38年11月1日調査)
- (5) 第4次漁業センサス(昭和43年11月1日調査)
- (6) 第5次漁業センサス(昭和48年11月1日調査)
- (7) 第6次漁業センサス(昭和53年11月1日調査)
- (8) 第7次漁業センサス(昭和58年11月1日調査)
- (9) 第8次漁業センサス(昭和63年11月1日調査)
- (10) 第10次漁業センサス(平成10年11月1日調査)



### 3. 統計表で使用した符号

- |   |       |                |   |       |             |
|---|-------|----------------|---|-------|-------------|
| — | ----- | 該当数のないもの       | x | ----- | 統計法上秘密としたもの |
| … | ----- | 調査しなかったため不詳のもの | 0 | ----- | 単位未満のもの     |
| △ | ----- | 減少したもの         |   |       |             |

注) 漁獲金額については、個別金額を秘匿するためにx表示した漁業地区がある。

### 4. その他

調査結果の概要で、総数（100.0%）に対する構成比を表わす場合、「その他」若しくは最大値の項目で端数を調整した。

(別表1)

## 漁業種類分類

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	漁業制度区分	内容説明	備考 (内容例示)
底 び き 網	遠洋	北転船	101	大臣許可漁業 北緯48度の線以北、東経153度の線以東、西経170度の線以西の太平洋の海域及び北緯57度の線以北、西経170度の線以東、西経166度の線以西のベーリング海を併せた海域において、総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用する漁業	
	底びき	南方トロール	102	大臣許可漁業 北緯10度の線以北の太平洋の海域、北緯40度の線以北、北緯59度以南の西経42度の線、北緯59度西経42度の点から北緯59度西経44度の点に至る直線及び北緯59度以北の西経44度の線からなる線以東の大西洋の海域、西経5度30分の線以東の地中海の海域、並びに東経50度の線以西のアデン湾及び紅海を除くすべての海域(南方海域)において、総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用する漁業	南極でのおきあみ漁業を含む。
	網	その他の遠洋底びき網	103	大臣許可漁業 上記以外の遠洋底びき網漁業	北方トロール、転換トロール、えびトロール
	き	以西底びき網	104	大臣許可漁業 北緯10度の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力船により底びき網を使用する漁業 ア 沖合底びき網のア及びイの線 イ 北緯33度9分15秒東経128度30分の点から北緯25度東経128度30分の点に至る直線 ウ 北緯25度東経128度30分の点から北緯25度東経121度の点に至る直線 エ 北緯25度以南の東経121度の線	
網	沖合底びき	1 1 1 105	大臣許可漁業 北緯25度の線以北、次に掲げる線からなる線以東、東経153度の線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用する漁業 ア 北緯33度9分15秒以北の東経128度の線 イ 北緯33度9分15秒、東経128度の点から北緯33度9分15秒、東経128度の30分の点に至る直線 ウ 北緯33度9分15秒以南の東経128度30分の線	動力船1隻で底びき網を行う漁業。	
	網	2 1 1 106	大臣許可漁業 北緯33度9分15秒、東経128度の30分の点に至る直線 ウ 北緯33度9分15秒以南の東経128度30分の線	動力船2隻で底びき網を行う漁業。	
	小型底びき網	107	知事許可漁業 漁業法第66条第1項及び第2項の規定に基づくもので、都道府県知事の許可を必要とし、総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用する漁業	飯びき網、えび清網、貝殻網、なまこ清網、磯車清網、蕎らかきこぎ、打瀬網等	

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	漁業制度区分	内 容 説 明	備 考 (内容例示)
船 び き 網	ひき回し網	108	知事許可漁業	網船として動力船2隻を使用し、 ばっち網を使用して、網を曳航し ながら魚をとる漁業。	
	ひき寄せ網	109	知事許可漁業 漁業権漁業 自由漁業	網を曳航しないで、停止した船に 引き寄せて行う漁業。ただし、貝 の採取を目的とした場合は採貝と する。	いわし船びき網、えび船びき 網、吾郎網等
ま き 網	大中型まき網	110	大臣許可漁業	総トン数40トン以上（北海道恵山 岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至 る直線を中心点を通る正東の線以 南、同中心点から尻屋崎灯台に至 る直線のうち同中心点から同直線 と青森県の最大高潮時海岸線との 最初の交点までの部分、同交点か ら最大高潮時海岸線を千葉県野島 崎灯台正南の線と同海岸線との交 点からなる線以東の太平洋の海域 にあっては、総トン数15トン以上） の動力漁船によりまき網を使用し て行う漁業	1そうまき網、2そうまき網
	中小型まき網	111	知事許可漁業	上記以外のまき網を使用して行う 漁業	あぐり網、しぼり網、縫い切 り網
刺 網	さけ・ます 流し網	112	大臣許可漁業(30トン以上) 知事許可漁業(30トン未満)	流し網を使用して、さけ又はます を獲ることを目的とする漁業	
	その他の刺網	113	限定できない(知事許可漁 業、漁業権漁業等)。	上記以外の刺網を使用して行う漁 業	にしん刺網、かわい刺網、大 目流し網、磯垣網、固定刺網、 さむら流し網等
敷 網	さんま棒受網	114	大臣承認漁業(10トン以上) 知事許可漁業(10トン未満)	集魚灯を使い、棒受網を使用して さんまを獲ることを目的とする漁 業	
	その他の敷網	115	知事許可漁業	上記以外の敷網を使用して行う漁 業	あじ・さば棒受網、八手網、 四手網、建切網、袋持網、い かなごランプ網等
北洋はえ縄・刺網		116	大臣許可漁業	次にあげる線からなる線以北、東 経170度の線以東の太平洋海域に おいて動力船によりはえ縄又は刺 を使用して行う漁業（さけ・ます 流し網、遠洋まぐろはえ縄、近海 まぐろはえ縄、遠洋かつお一本釣、 近海かつお一本釣を除く。） 1 北緯47度東経170度の点か ら北緯47度西経129度10分の 点に至る線。 2 北緯47度西経129度10分点 からバンクーバー島カーマナ ポイントを経てカナダ本土太 平洋太平洋岸の最大高潮時海 岸線にいたる直線	
は え 縄	遠洋・近海 まぐろはえ縄	117	大臣許可漁業	総トン数20トン以上（近海：20ト ン以上120トン未満、遠洋：120ト ン以上、ただし、新トン数の適用 を受けていない漁船については80 トン）の動力漁船により、うきは え縄を使用して、まぐろ、かじき 又はさめを獲ることを目的とする 漁業。ただし、まぐろはえ縄とま ぐろ釣を同一航海に行った場合 は、かつお一本釣とする。	
	沿岸まぐろ はえ縄	118	大臣承認漁業(200海里以 上) 自由漁業(200海里以内)	大臣許可漁業以外（20トン未満） で、はえ縄を使用して、まぐろ、 かじき又はさめを獲ることを目的 とする漁業の	
	さけ・ます はえ縄	119	知事許可漁業 又は自由漁業	はえ縄を使用して、さけ又はます を獲ることを目的とする漁業	日本流さけ・ますはえ縄等
	その他 はえ縄	120	知事許可漁業 又は自由漁業	上記以外のはえ縄を使用して行う 漁業	すけとうだらはえ縄、ぶくは え縄、あまだいはえ縄等

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	漁業制度区分	内 容 説 明	備 考 (内容例示)
釣	遠洋・近海 かつお一本釣	121	大臣許可漁業	総トン数20トン以上(近海:20トン以上120トン未満, 遠洋:120トン以上, ただし, 新トン数の適用を受けていない漁船については80トン)の動力漁船により, 釣によつてかつお又はまぐろを獲ることを目的とする漁業。ただし, まぐろはえ縄とまぐろ釣を同一航海に行つた場合は, かつお一本釣とする。	
	沿岸かつお 一本釣	122	知事許可漁業 又は自由漁業	大臣許可漁業以外(20トン未満)で, 釣によつてかつお, まぐろ又はそうだがつおを獲ることを目的とする漁業	漁業制度は自由漁業であることが多い。
	いか釣	123	大臣承認漁業(30トン以上) 知事許可漁業(5~30トン未満) 自由漁業(5トン未満)	釣具を使用して, いかを獲ることを目的とする漁業	
釣	さば釣	124	知事許可漁業 又は自由漁業	竿釣又はこれ以外の釣具によりさばを獲ることを目的とする漁業	さばはね, はいからめ, さば立網釣, 天びん釣
	その他の釣	125	限定できない(知事許可漁業, 漁業権漁業等),	上記のいずれにも分類されない釣具を使用して行つる漁業	ひきめ, 磯釣, たい釣, 網付釣ひき網釣, 一本釣等
地びき網		126	知事許可漁業, 漁業権漁業, 自由漁業	網を曳航しないで, 岸に引き寄せて行つる漁業	
大型定置網		127	漁業権漁業	漁業法第6条第2項にいう定置漁業権により漁具を定置して営む漁業をいい, 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル(沖縄県にあっては15メートル)以上であるもの(瀬戸内海におけるます網漁業並びに奥湾における落とし網漁業及びます網漁業を除く。), 又は北海道においてさけ・ますを主な漁獲物とするものをいう。	大環網, 大敷網, 落とし網, 角網, さけ・ます定置網, ぶり・さば定置網等
小型定置網		128	知事許可漁業 漁業権漁業	上記以外の定置網漁業で漁業法第6条第2項にいう共同漁業権等により小型の漁具を定置して営む漁業	ます網, つば網等
小型捕鯨		129	大臣許可漁業	日本の本土を根拠地として動力船により, もりづつを使用して鯨をとる漁業	
採貝		130	漁業権漁業が 主体	貝類を獲ることを目的とする漁業漁法の如何を問わない。ただし, 小型底びき網漁業, その他の底びき網漁業及び潜水器を使用する漁業は除く。	腰まき, 大まき, つぶかご, ばいかご等
採藻		131	漁業権漁業が 主体	藻類を獲ることを目的とする漁業漁法の如何を問わない。ただし, 潜水器を使用する漁業は除く。	
その他の漁業		132	限定できない。 (知事許可漁業, 漁業権漁業, 自由漁業, その他など)	上記のいずれにも分類されないすべての漁業とし, 以下のようなものがあります。 ① ほこ, もり等で突き刺して獲るもの ② かぎ, 鎌等でひっかけて獲るもの ③ はさみとり, なじりとりをするもの ④ うけ, 筒, 箱及びかごを使用して獲るもの。(ただし, 採貝を目的とするものを除く。) ⑤ 建網類, えり, すだて, すまき, はぜ等を使用して獲るもの ⑥ 投網, かぶせ網, たも網等を使用して獲るもの ⑦ 潜水器を使用して獲るもの ⑧ しいら漬け, いか巣びき等	突きん棒, 見突き棒等 たこかぎ, うなぎ籠等 うなぎはさみ, うにとり等 たこつば, たこぼこ, かにかご等

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	漁業制度区分	内 容 説 明	備 考 (内容例示)
その他の漁業 (つづき)		132	限定できない。	⑨ 追い込んで獲るもの ⑩ さんご採取 ⑪ 手でつかむもの	さんま手づかみ
海面養殖 (種苗養殖を含みます)	魚類養殖				
	ぶり類養殖	133	漁業権漁業	主としてぶり類を養殖する事業で、養殖方法には、小割式、網仕切り式、築堤式等があるが、大部分は小割式である。	
	まだい養殖	134	漁業権漁業	まだいを養殖する事業で、養殖方法には、小割式、網仕切り式、築堤式等があるが、大部分は小割式である。	
	ひらめ養殖	135	漁業権漁業 自由漁業	ひらめを養殖する事業で、養殖方法は築堤式、小割式、陸上水槽式等がある。	
	その他の魚類養殖	136	漁業権漁業	上記以外の魚類を養殖する事業	さんま養殖、まじり養殖等
	ほたてがい養殖	137	漁業権漁業	ほたてがいを養殖する事業で、養殖方法には、はえ縄式といかだ式があるが、大部分ははえ縄式である。	
	かき類養殖	138	漁業権漁業	かきを養殖する事業で、養殖方法には、いかだ式、はえ縄式、簡易垂下式、そだひび式、地まき式があるが、主体はいかだ式又ははえ縄式のいずれかで簡易垂下式、そだひび式、地まき式は限られた地域のみで行われている。	
	わかめ類養殖	139	漁業権漁業	わかめを養殖する事業で、養殖方法には、いかだ式とはえ縄式等がある。	
	のり類養殖	140	漁業権漁業	「あさくさのり」「すさびのり」「うつぶるいのり」等ののり類を養殖する事業で、養殖方法には、網ひび式(支柱式及び浮き流し式)、すだれひび式、そだひび式、があるが、大部分は網ひび式である。	
	真珠養殖	141	漁業権漁業	あこや貝等を母貝として、挿核施術し、管理育成して真珠を生産する事業で、養殖方法には、いかだ式とはえ縄式がある。	
真珠母貝養殖	142	漁業権漁業	真珠養殖に使用する母貝の種苗を採苗器に付着させて販売する採苗業と稚貝又は成貝を真珠養殖と同様の方法で管理育成して真珠母貝として販売する事業		
海面養殖	その他の養殖	143	漁業権漁業	前記の海面養殖以外の養殖を行う事業をいう。	さんま養殖、ほや養殖、くるまえび養殖等
内水面漁業 ・ 養殖業		144	漁業権漁業 その他	内水面において行われる漁業又は養殖を行う事業	

(別紙2)

## 湖沼漁業の漁業種類分類

漁業種類名		内 容 説 明
漁業	底びき網	投入した網を、漁船の動力、風力等により引き回して漁獲するもので、手操り網、打た瀬網と呼ばれるものは、この底びき網に属する。
	船びき網	投入した網を停止した漁船に引き寄せて漁獲するもので、一般に「船びき網」と呼ばれる。
	刺網	漁獲対象漁種の遊泳通過するところをさえぎるように網を張り、網目に刺させたり、絡ませたりして漁獲するもので、一般に、わかさぎ刺網、こい・ふな刺網等のように対象とする漁種と併せて呼称するものが多く、他に小糸網、三枚網、柴手網と呼ばれるものなどがある。
	定置網	一定の位置に網具を敷設し、これによって魚群の通り道を断ち、魚群を誘導し一挙に漁獲するもので、種類は非常に多いが、代表的なものとして張り網、ふくべ網、ます網、網えり等があげられる。
	投網	人力によって網を投げて風呂敷状に広げ、上方より一定水面を覆うことにより漁獲するもので、一般に投網（とあみ）と呼ばれている。
	その他の網漁業	上記以外の網漁具を用いて行う漁業。
その他の漁業	そ釣・はえ縄	一本の釣糸に1個又は数個の釣針をつけて目的魚を釣り上げるもの（釣）及び1本の幹縄に多数の枝縄をつけ、枝縄の先に釣針をつけて目的魚を釣るもの（はえ縄）。
	採貝・採藻	貝類又は藻類を採る（底びき網によるものを除く。）もの。
	籠類	竹す（簀）、金網等を籠状の形に整え、この籠の中に誘導された魚類、水産動植物の逃避を妨げる構造を有する漁具を使用するもので、うけ（筥）、うなぎ籠、たつべ等がある。
	その他の漁業	上記以外の漁業（網漁業及び養殖業を除く。）。
養殖業	魚類養殖	魚類を網いけす又は網仕切り、築堤等によって造られた池の中で養殖するもので、養殖魚種はこいが多く、他に錦ごい、にじます、あゆ、うなぎ等が養殖されている。
	真珠養殖	淡水真珠を養殖するものである。
	その他の養殖	上記以外の養殖。